

「一般債の新決済制度に関するワーキング・グループ」(第3回)議事要旨

【開催日時】 平成12年8月2日(水) 午前10時~12時

【場所】 日本証券業協会 第1会議室

【主な議題】 ○ 新決済制度のあり方について

【議事要旨】

渡辺座長より、「新決済制度のあり方について、前回は引き続き、アンケート結果を踏まえ審議を進めて参りたい。」旨の発言があり、以下に掲げる項目につき検討が行われた。

1. 取扱い対象有価証券

(1) 私募債の取扱い等

転売を予定しない私募債等について原則機構預託する方向で考えることとするか。機構預託する場合、参加者の選定、預託手続、費用等は公募債と同じ扱いと考えて良いか。

原則機構預託が望ましいという意見であった。ただし、全く流通しない例外的なものについて、発行体の意向等勘案し扱いについて、引き続き検討が必要とされた。

機構預託しない場合、現物発行となるので、投資家は租特法第8条の優遇措置(振込債が源泉徴収不適用とされた場合)を受けられないことになると考えられるが、やむを得ないと割り切ることによりか。

公募債と同様に、現物の場合は源泉徴収不適用(租特法第8条)の対象外とすることはやむを得ないと合意が得られた。

(2) 発行者の同意について

保振法は、取扱いに際して発行者の同意を必要としているが、実務上、同意は必要か。

「同意必要」との意見が多い中で、同意の簡便な方法や同意を不要とする制度の検討が必要との意見もあった。また、同意の有無にかかわらず、投資家への周知については、新発債に関しては引受契約、債券要項等による手当てが可能であるが、既発債に関しては改めて検討することとされた。

必要となる場合、株式について発行会社の同意が既にある場合には省略できるか。別途同意が必要となる場合、実務的な手続は回号毎か、可能ならば包括的な方式とするか。

株券等について発行会社の同意があれば、省略できる取扱いが望ましい。また、別途合意が必要となる場合も、回号毎ではなく包括同意で良いこととするなど簡

便な取得方法が望ましいとの合意が得られた。

2. 債券市場主要参加者の機構参加

現行法は、証券会社、銀行、証券金融会社、その他主務大臣の指定するものとされているが、現在JBネット参加の機構非参加者、常任代理人経由参加者に対して直接的あるいは間接的機構参加を積極的に働き掛けるか

幅広く参加できるような手当てが必要であるが、参加形態については、直接・間接の参加構造を整理・検討のうえ、立法化作業に合せて改めて検討することとされた。なお、参加形態は、個々の判断に委ねられるべきとされた。

取扱証券の種類別に機構参加の資格・費用に差を設けることを検討する必要があるか。

参加者の資格に差を設ける必要は特にはないが、費用体系については今後の検討課題とされた。

登録機関の機構参加の促進策について具体的にどのような対応策が考えられるか。

第1回会合において検討された既発行登録債の移行のスキームのあり方と密接に関わる問題であり、今後の検討課題とされた。

3. 制度外で流通する現物との関係

現物の流通について、T+1決済に乗らないとする処理でよいか。その場合、どのような形で周知を図るか。他に代わるべき方策があるか。

現物債のT+1決済は不可能と考えられるが、T+1決済に乗らないとする処理で良いとの合意がなされた。この場合、投資家と仲介業者の決済サイクルは個別相対の問題ではないかとされた。

制度の効率性向上の観点から、一旦機構に預託し、不所持化された債券について現物請求を認めないとするは有効と考えられるが、その旨の明文規定を設けるか。現物請求に際し、実費請求しうる明文規定を設けることにより、事実上抑制する措置をとることとするか。

現行法制上は実費請求により事実上抑制する以外ないと考えられるが、排除しうる新たな法制については、今後の検討課題とされた。

最後に、渡辺座長から、「次回会合に向けて本日の議論を整理したものを作成して、お届けするので、次回会合までに検討していただきたい。」旨の発言があり、今回の会合は終了した。

【今後の予定】

次回会合は9月に開催する予定。

以 上

本議事要旨は暫定版であるため、今後修正があり得ます。

本件についてのご意見、お問い合わせは、下記まで電子メール又は
お電話にてお寄せください。

日本証券業協会 公社債部

電子メール：saiken@jsda.or.jp

電話：03-3667-8456